

用具・用品取引規程

第1条（目的）

この規程は日本スピードボール協会（以下本会という）定款第4条(7)の事業を円滑に遂行するため定める。

第2条（定義）

この規程で定める用具・用品とはスピードボール用具および競技会用ユニフォーム、その他用品等をいう。

第3条（検定）

用具の特殊性、精度、安全等を考慮し、その開発、販売等をおこなう検定品登録会社を定めるものとする。

- 2 検定品登録を希望する会社等は所定の申請書により申請するものとする。また、その内容は本会用品部において精査し、その可否を会長へ上申する。
- 3 検定品登録会社の認定は理事会により承認される。
- 4 本会主催の競技会等においては検定を受けた用具、用品を使用する。

第4条（登録料）

検定品登録会社は登録料を本会に支払うものとし、その有効期限は認定年度5年間（開始4/1～終了3/31）までとする。登録料は別途定める。

第5条（検定料）

本会で取り扱う用具、用品等には次のとおり検定料を設定する。検定料は検定品登録会社が販売期間に基づき本会へ支払うものとする。検定料は別途定める。

第6条（検定基準）

用品、用具等の検定基準は本会の規程に準じるものとする。

第7条（規程の変更）

本規程の変更は、本会定款第47条による。

第8条（施行）

本規程は、平成25年4月1日に施行する。